

水質検査及び採水補助業務委託仕様書

第1（基本事項）

1. 目的

本委託業務は給水栓水等の水質検査及び採水補助を目的とする。

2. 適用範囲

本仕様書は、交野市水道局（以下「甲」という。）が委託する「給水栓水等の水質検査及び採水補助業務」に関し、甲及び受託者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項を示すものである。

3. 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

第2（一般事項）

1. 法令等の遵守

乙は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。

2. 履行場所

大阪府内

3. 再委託の禁止

乙は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、一部の場
合において、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

4. 手続き等

乙は、業務の遂行上必要な手続き等は、乙の負担で行う。

5. 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、甲、乙協議する。

第3（業務内容及び日程等）

1. 給水栓末端等水質検査(毎日の水質検査)補助業務

(1)業務内容

交野市内18ヵ所の採水地点(別紙1参照)で以下に指定された検査項目及び検査頻度について現場で測定を行い、甲の指定した用紙に記録し、提出する。

(2)検査項目及び検査頻度

色、濁り、残留塩素、水温を検査地点ごとに一日1回以上

(3)業務期間、業務日及び時間

①令和7年4月1日から令和10年3月31日までの毎日、日中

②臨時採水場所1ヶ所については、毎月1回程度、甲の指定する日時に測定

(4)検査地点

別紙1参照

(5)水質測定器具

乙は、給水栓末端等水質検査(毎日の水質検査)及び採水補助業務に必要な水質測定器具(検査試薬含む)を準備し、常にその使用に支障がないように整備し、適正な分析値が得られるよう、器具の自主点検を徹底すること。

(6)検査日報

当日の給水栓末端等水質検査(毎日の水質検査)の測定結果について、甲の指定した様式に記入し、その他必要事項を記入の上、検査日報として、メール等で甲に報告すること。土、日、祝日及び年末年始については、翌営業日中までに報告すること。

(7)異常時の対応

異常が認められた場合は、ただちに甲にその内容を報告すること。

2. 採水補助業務

(1)業務内容

①工程管理用に混合水(自己水+企業団水)のみ、毎日採水後、原則午前中に星の里浄水場(以下「当浄水場」という。)へ運搬

但し、土、日、祝日及び年末年始は冷暗所に保管し、翌営業日に運搬

なお、採水容器については、甲が準備するものとする。

②甲の指定する9地点での採水補助。甲の指定する日時で、年間30回(月2～3回)程度

③甲の指定する地点から大阪府内の各搬入先への持ち込み時及び採水容器の引き取り時の運搬(運転)。甲の指定する日で年間9回程度

(2)検査地点及び搬入先

別紙1参照

3. 緊急時(災害時等)の水質検査及び採水補助業務

緊急時(災害時等)は水質測定(残留塩素、色、濁り、水温)及び採水補助業務に協力すること。場所は甲が適時指定する。

第4 (車両運搬具の準備)

1. 乙は、業務に使用する車両運搬具について準備すること。また、業務従事者が運転するものとする。
2. 車両運搬具の種類は乗用車(4 輪車)とする。
3. 業務に必要な燃料、その他維持管理上必要な経費、税金、高速道料金等一切を含むものとする。
4. 降雪及び路面凍結のおそれがある場合、安全基準を満たすスタッドレスタイヤの全輪装着車両を使用する等、安全策を講ずるものとする。

第5 (採水及び検査方法)

1. 採水及び検査は、5L/分で5分間流水後行うこと。
2. 色、濁りについては、水道法施行規則第 15 条第1項イに規定する事項を確認出来る方法によること。
3. 残留塩素については、原則、遊離残留塩素とし、「水道施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」によること。

第6 (主任技術者及び業務従事者)

1. 主任技術者

水道業務全般に対して、経験、知識を要するものを選任し、以下の資格のいずれかを有するものとする。

- (1)給水装置工事主任技術者
- (2)水道施設管理技士 2 級以上(浄水または管路)
- (3)技術士第 1 次試験合格者(上下水道部門)

2. 業務従事者

業務従事者は測定技術、知識のあるものを従事させるものとする。

第7（受託者の責務）

1. 打ち合わせ

業務にあたり、浄水課水質管理係職員（以下「職員」という。）と十分打合せを行い、連絡を密にし、業務に万全を期すること。

2. 健康診断の実施

主任技術者及び業務従事者は、水道法第21条に規定する健康診断（検便）を実施し、結果（写し）を職員に提出しなければならない。従事者の健康診断は、上記の健康診断の日から6カ月に1回以上実施すること。また、検査に係る一切の費用は乙の負担とする。

3. 安全管理

（1）乙は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講ずること。

（2）本業務委託施行中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を図ること。

（3）本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を甲に報告すること。

4. 学校管理道路の通行について

国道168号より当浄水場までの進入経路は小学校に隣接しており、児童が往来するため、車両での通行は細心の注意を払い、制限速度20km/h以下で走行すること。

第8（書類等の提出）

下記の書類を甲が定めた時期に提出すること。

・契約締結時	契約書（本仕様書を含む）	2部
・契約締結後	着手届	1部
	主任技術者選任届（履歴書を含む）	1部
	資格、免許等の写し	1部
	業務従事者名簿（顔写真付）	1部
	緊急時連絡体制表	1部
	委託費内訳書	1部
・委託期間中毎日	検査日報	1部
・毎月	月間予定表（勤務表含む）	1部
	月間業務報告書	1部
	請求書	1部
・健康診断後	健康診断の結果（写し）	1部
・業務終了後	完了届	1部
・完了検査後	引渡書	1部
・その他	甲が求める書類	必要数

第9（業務の検査、確認）

検査日報及び月間業務報告書をもって、毎月の業務確認（検査）とする。

第10（業務終了に伴う業務の引き継ぎ）

1. 業務期間が終了する前には、乙は次期受託者の契約締結後に業務引継ぎ（指導含む）を行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

（1）業務引継ぎの必要がない事由を乙が書面にて提出し、甲がこれを認めたとき。

（2）甲が業務引継ぎの必要がないと認めたとき。

2. 引継ぎ期間については1ヶ月程度とする。

3. 次期受託者に乙が業務引継ぎする際には、その内容・期間について必要に応じて調整する。

4. 乙は、期間終了に伴い次期受託者へ業務を引継ぐ際には、引継ぎ書を作成し、業務終了1ヶ月前にまでに、甲に提出し承諾を得なければならない。

以上のほか、この仕様書に記載なき事項で、保安、法規等で本業務上、当然必要な事項にあつては、全て含むものとする。

1-1 検査地点(浄水系)

検査地点			備考
低区	配水池	私市1-305-1	※
	末端	私市2-24-1	※
		幾野6-2-1	※(代)
		松塚52-13	※
		私部西3-30-9	※
		星田西1-1-1	※
		星田北7-3-5	※
高区	配水池	大字私市260	※
	末端	私市6-22-15	※
		倉治7-34	※(代)
		星田8-32-5	※
特高区	配水池	妙見東4-5003-115	※
	末端	星田山手1-6-27	※
		星田西3-28	※(代)
倉治山手	配水池	大字倉治2936-1	※
	末端	東倉治3-7-12	※(代)
磐船	配水池	大字私市3029-1	※
	末端	私市9-20-5	※(代)
浄水	自己水	私市2-24-1	
	企業団水	私市2-24-1	
	自己水+企業団水	私市2-24-1	
※給水栓末端等水質検査(毎日の水質検査)業務の採水場所も兼ねている。 (代)は各給水栓末端の代表地点			

1-2 検査地点(原水系)

採水場所			備考
原水	総原水	私市2-24-1	
深井戸	1号井	私市3-1021先	
	3号井	天野が原町4-1676-2	
	4号井	藤が尾4-20	
	5号井	天野が原町1-26-11	
	6号井	天野が原町2	
	7号井	天野が原町2-28	
	10号井	天野が原町5-1436-1	
	11号井	天野が原町5-1436	
	12号井	私市3	
	13号井	私市6	
	14号井	私市1	
	15号井	向井田2	
	16号井	星田7-2140-2先	
	17号井	向井田2	
	18号井	森北1	
	19号井	南星台1	
	20号井	南星台1	

2-1搬入先、容器引取先

搬入先、容器引取先	住所	搬入時間(原則)
水道局 星の里浄水場	交野市私市9-6-1	午前中
大阪府 四條畷保健所	四條畷市江瀬美町1-16	9時 30 分から12時まで
大阪健康安全基盤研究所	大阪市東成区中道1-3-3	9時 30 分から12時まで
大阪広域水道企業団 村野浄水場	枚方市村野高見台7-2	13時から15時まで